**移住支援金の交付申請に必要な書類**

【申請可能時期】

○ 就業者：移住後～１年以内

○ 創業者：創業支援金の交付決定の日から１年以内

【提出書類】（次の表の１から７のうち該当するもの）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 写真付き身分証明書 | □運転免許証、マイナンバーカード等 |
| 2 | 申請書 | □移住支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）  □移住支援金に関する個人情報の取扱い（様式第１号の２）  □移住支援金の交付申請に関する誓約書（様式第１号の３） |
| 3 | 移住後の就業または 創業の状況を確認  できる書類 | 【就業の場合】  □要件証明書（移住支援金の申請、継続就業の確認用）  （様式第２号の２）  【テレワークの場合】  □就業証明書（移住支援金の申請、継続就業の確認用）  （テレワーク用）（様式第２号の２）  【関係人口の場合】  □就業証明書（移住支援金の申請、継続就業の確認用）  （様式第２号）  □関係人口であることを客観的に証明できる書類  【創業の場合】  □創業支援金の交付決定通知の写し |
| 4 | 移住元での通算５年以上及び移住直前連続１年間の在住の証明書類 | □戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の除票の写し 等  ※ 申請者本人について、移住元での在住期間や移住先への  転入日を確認できること |
| 5 | ２人以上の世帯で移住したことの証明書類 ※「世帯」区分で申請する場合 | □戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の除票の写し 等  ※ 世帯員について、移住元及び移住先において申請者本人と同一世帯であること 及び 移住先への転入日が確認できること |
| 6 | 18歳未満の世帯員を 帯同して移住したことの証明書類  ※「世帯」区分で「子育て世帯加算 」を申請する場合 | □ 戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の除票の写し 等  ※ 世帯員について、移住元及び移住先において申請者本人と同一世帯であること　及び　移住先への転入日が確認できること  ※ 18歳未満の帯同者の人数及び年齢（生年月日）が確認できること |
| 7 | 移住元での通算５年以上及び移住直前連続１年間の就労の証明書類 | 【企業等に雇用されていた場合】  □就業先企業等の退職証明書、在籍証明書 等  ※移住元での就業先企業等や勤務地が確認できること  □ 離職票、雇用保険の被保険者証、雇用保険加入履歴の証明 等  ※ 雇用保険の被保険者であった（被保険者である）ことを確認できること |
| 【法人経営者または個人事業主であった場合】  □ 法人登記簿謄本、開業届出済証明書 等  ※ 移住元での事業所所在地を確認できること  □ 個人事業等の納税証明書 等  ※ 移住元での事業所開設期間を確認できること |
| 【通算５年の就労期間に通学期間を通算する場合】  □ 大学等に通学していたことの証明書類（卒業証明書等）  ※在学期間や卒業校の所在地を確認できること |

【提出先】

南箕輪村役場　地域づくり推進課　地域振興係（郵送でも提出していただけます）

（下記を宛名ラベルとしてお使いください）

〒３９９－４５９２

長野県上伊那郡南箕輪村4825番地１

南箕輪村役場　地域づくり推進課　地域振興係

TEL：0265－98―6640（直通） 　FAX：0265－73－9799